

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 4 号
2 0 1 6 年 1 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國 博

「体調管理と薬を服用する場合の対応の徹底」の掲示に関する申し入れ

1月8日、大阪第二運輸所の前田組合員は、出勤点呼において当直担当の中川助役に対して風邪のために薬を服用していると申告した。中川助役は、近くにいた中嶋助役と相談したが乗務の判断が出来ず、川村運転科長に報告した結果、乗務可能と判断され行路票を受け取り点呼を終えた。

本人は、運転士として新大阪から名古屋まで担当し、名古屋で待機していると運用指令から、以後、便乗で自所へ戻るよう指示を受けた。

自所では、川村運転科長と高田助役から時系列等報告書の記入と事情聴取を受けた。本人は、出勤点呼では管理者に薬を服用している事実を申告したにも関わらず、乗務可能の判断をした川村科長からの謝罪もなく、動力車操縦者運転免許が取り消されるような脅しを受けた。前田組合員の責任のみを追求する姿勢に問題があると考えます。

大阪第二運輸所では12月25日付の共通掲示第70号「体調管理と薬を服用する場合の対応の徹底について」の掲示が貼られているが、具体的な取扱い等についての説明はこれまで行われていない。

よって以下のとおり申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 12月25日付の営業科長、指導科長名の掲示には具体的取扱いがはっきりしておらず、職場でも説明がされていない。掲示内容の根拠と具体的取扱いを明らかにすること。
2. 医師から、眠気を誘発する可能性のある薬を服用するよう処方された場合の乗務員に対する会社の対応について明らかにすること。
3. 薬を服用して出勤し、乗務出来ないと判断された場合の乗務員の勤務の取扱いと責任について明らかにすること。
4. 医師から誘発する薬を処方されたとしても服用を避けて乗務する場合、何時間前までに服用すれば乗務可能となるのか明らかにすること。
5. 1月8日、前田組合員が出勤点呼で風邪薬を服用していると申告してから、乗務可能と判断した理由と責任者を明らかにすること。
6. 前田組合員は、12月28日の出勤時から出勤点呼で体調が悪いことと薬服用を当直

助役に申告し続け問題なく乗務してきた。1月8日に突然、行路分割とした責任者と理由を明らかにすること。

7. 12月28日から乗務し、1月8日にも乗務したが行路分割された前田組合員には何ら非がないと考える。会社の見解を明らかにすること。
8. 12月28日から1月8日までの状況について、国土交通省所轄運輸局に報告したのか明らかにすること。報告したのであればその内容を明らかにすること。
9. 1月8日に前田組合員を乗務可能と判断したのは川村運転科長であると考え。心身状態を報告したにも関わらず乗務可能の判断をしたことは、安全を脅かし異常運転を誘発する誤った指示を行った報告の対象となり、動力車乗務員運転免許の取消等の基準に違反する事象である。この誤った乗務指示について国土交通省所轄運輸局に報告したのか明らかにすること。
10. 大阪第一運輸所、大阪第二運輸所では年休発給率が低く、年末年始の年休発給数もごくわずかであった。原因は要員不足であり、体調を崩しても薬を服用しながらでも乗務せざるを得ない状況がある。年休が発給しやすい要員を確保すること。

以上